

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 39 号）

- 件 名 捜査指揮簿等に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件（その 1 事案）
※平成 23 年 4 月 14 日に行った第一次答申に基づく実施機関の処分に対しては、別途審査請求がされており、新たな事案（その 2 事案）として現在調査審議中。
- 開 示 請 求 年 月 日 平成 22 年 6 月 2 日
- 実 施 機 関 の 決 定 日 平成 22 年 7 月 15 日
- 実 施 機 関 （ 担 当 課 ） 警察本部長（刑事企画課）
- 決 定 内 容 部分開示決定
- 非 開 示 理 由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第 39 条並びに第 7 条第 2 号（個人情報）及び第 4 号（公共の安全等情報）
- 審 査 請 求 年 月 日 平成 22 年 9 月 9 日
- 審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取り消し、全面的に開示を求める。
- 諮 問 年 月 日 平成 22 年 10 月 7 日
- 答 申 年 月 日 平成 24 年 8 月 3 日（修正答申：平成 24 年 8 月 31 日）
（※第一次答申 平成 23 年 4 月 14 日）
- 争 点 実施機関が、条例第 7 条第 2 号（個人情報）及び第 4 号（公共の安全等情報）を理由に非開示とした決定の妥当性について

○ 審 査 会 の 判 断

<結 論>

警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった別記公文書の非開示部分のうち、審査会が開示すべきと判断した部分を開示すべきである。

<理 由>

1 審査請求及び審査の範囲

審査会は、諮問のあった本件審査請求のうち、まず、平成 22 年 7 月 15 日に実施機関が行った部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）における開示対象公文書の特定について検討し、本件処分により部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等に加えて、開示請求書に添付された目録におい

て丸印が付された公文書件名に該当する公文書を、開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきであるとして、平成23年4月14日に公安委員会に対して第一次の答申をした。

おって審査会は、本件処分により部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等（以下「本件対象公文書」という。）の非開示部分に係る非開示情報該当性について、調査審議を行うものである。

※ 第一次答申に基づき、実施機関が平成23年11月22日付けで部分開示決定処分及び非開示決定処分を行ったところ、当該処分に対する審査請求が平成24年1月23日付けで提起された。当該審査請求は同年2月24日付けで審査会に諮問され、同年4月17日から「捜査指揮簿等に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件（その2事案）」として調査審議中である。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本部長指揮事件指揮簿17文書（捜査報告を含む。）、署長等指揮事件指揮簿5文書、捜査主任官指名簿1文書の23文書からなっている（別記参照）。

なお、文書1及び文書2並びに文書18ないし文書21については、条例施行日（平成14年4月1日）前に実施機関の職員が作成した公文書であり、条例附則第2項の規定により条例第2章及び第3章の規定が適用されないことから、調査審議の対象としない。

3 非開示情報該当性

(1) 指揮簿（文書3～文書22）について

① 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

条例第7条第2号では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、例外的に非開示とすると規定している。

ア 実施機関の判断が妥当であると審査会が判断した部分

実施機関が、被害者・被疑者の氏名、住居、職業、生年月日等個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報や、地名、時刻、事情聴取先等特定の個人を識別できないが、公にすることで、他の情報との照合により個人を特定できる情報、被害者から聴取した内容や診断結果等他人には知られたくない情報で、個人の権利利益を害すると認められる情報に該当するとして、非開示とした以下の部分についての判断は妥当である。

- ・「事件名」欄のうち地名・身分〔文書3～文書14、文書16、文書17、文書22〕
- ・「発生日時」欄の時刻〔文書10～文書12、文書22〕
- ・「発生場所」欄のうち市名に続く部分（住居の所在地、世帯主）〔文書10～文書12、文書22〕
- ・「被害者」欄、「被害者（死亡）」欄の被害者に関する情報（住居、職業、氏名、生年月日）〔文書10～文書12、文書22〕

- ・「事案の概要年月日」欄（被害者から聴取した内容）〔文書 10～文書 12〕
- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「被疑者」、「被告人」又は「再逮捕容疑者」の氏名等（住居、職業、氏名、生年月日、犯罪に関する事項）〔文書 3～文書 9、文書 13～文書 17〕、「被害者」の氏名等〔文書 8〕、「発生場所」（文書 8）、「逮捕時間」、「逮捕日時」、「逮捕状況」のうち個人の氏名〔文書 6、文書 7〕、「被害者の診断結果」（医師の個人名、診断結果）〔文書 10〕、捜査の状況（事情聴取先や証言の内容等）〔文書 12〕、「再審請求」のうち個人の氏名〔文書 17〕
- ・被疑事実の要旨（個人名、年齢、住所等、被害者が受けた被害の内容）〔文書 13〕

なお、条例第 7 条第 2 号ただし書きウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名は非開示情報としない旨を規定しているが、例外として、当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、氏名を非開示情報とするとしている。

実施機関が、印影や名字・氏名について、規則で定める職にある職員（警部補同相当職以下の警察官。以下「規則職員」という。）に該当するとして非開示とした以下の部分についての判断は妥当である。

- ・決裁欄の「係（隊）員」の印影〔文書 3、文書 5、文書 6～文書 9、文書 11、文書 14、文書 22〕
- ・「指揮取扱者 指揮受理者」欄のうち係長職の名字・印影〔文書 7～文書 9、文書 13、文書 16、文書 17〕
- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「取調官」の名字〔文書 4～文書 6〕

イ 非開示部分の全部又は一部について審査会が開示すべきと判断した部分

実施機関が、個人識別性があるなど上記アと同旨の理由により非開示情報に該当すると判断した以下の部分については、その全部又は一部について非開示情報該当性が認められないことから、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

なお、条例第 7 条第 2 号ただし書きアでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除くと規定しているところ、実施機関が非開示とした情報の一部には、警察庁が作成しホームページで公表している事件報告書又は最高裁判所がホームページで公開している判決書等と同様の情報が含まれており、当該部分は同ただし書きに該当すると認められることから、開示すべきである（該当する文書については、「※公知情報」と付記）。

【全部開示】

- ・「事件名」欄のうち場所〔文書 22〕
- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「発生日時」の時刻〔文書 8 ※公知情報〕、「～被疑者に続く部分」（個人の犯歴等に関する情報）〔文書 13、文書 14、文書 16、文書 17〕

【部分開示】

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「犯行状況」〔文書 8 ※公知情報〕、被疑者の起訴事実、起訴年月日及びその後の処置の状況〔文書 9〕、個人の犯歴等に関する情報（被疑者の起訴の月日・罪名・事実、被疑者の再逮捕の日時・事実・逮捕時の状況）〔文書 13、文書 14、文書 16、文書 17〕、「受刑済みの確定事件の概要」のうち事件の概要（時刻、地名、個人名、事実の記述）〔文書 15〕、「本件の犯人性」のうち真犯人の根拠〔文書 15〕
- ・被疑事実の要旨〔文書 16 ※公知情報〕

なお、以下の部分については、規則職員に該当するとは認められず、また、公にすることにより当該公務員の権利利益を不当に害し、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、開示すべきである。

【全部開示】

- ・決裁欄の「補佐」欄の印影〔文書 10、文書 13、文書 16、文書 17〕
- ・「捜査主任官」の氏名〔文書 3～文書 17、文書 22〕

② 条例第 7 条第 4 号（公共の安全等情報）該当性について

条例第 7 条第 4 号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非開示とすると規定しているが、当該規定に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当とされている。

ア 非開示部分の全部又は一部について審査会が開示すべきと判断した部分

実施機関が、具体的な捜査活動の内容であり、公にすると捜査体制等が明らかとなり、犯罪を企図する者に対し証拠隠滅や対抗措置を講じるための有意な情報を提供することとなるため、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報であるとして非開示とした以下の部分についての判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものであるとは認められないことから、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

【全部開示】

- ・決裁欄の「補佐」欄の印影〔文書 10、文書 13、文書 16、文書 17〕（再掲）
- ・「事件名」欄のうち事件名・区域〔文書 13～文書 17〕
- ・「捜査主任官」の氏名〔文書 3～文書 17、文書 22〕（再掲）
- ・「月日時」欄の時刻〔文書 11、文書 12〕
- ・「指揮取扱者 指揮受理者」欄、「受理者」欄のうち課長職・補佐職の名字・印影〔文書 3～文書 17〕
- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、捜査結果〔文書 10〕、捜査体制〔文書 13〕
- ・捜査資料〔文書 10〕、捜査資料〔文書 11〕

【部分開示】

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、被疑者の起訴事実、起訴年月日、その後の処置の状況〔文書9〕、「鑑識活動結果」〔文書10〕、「鑑識結果」〔文書11〕

なお、実施機関は、指揮簿に記載されている捜査方針や捜査事項等について、公にすると具体的な捜査方法が明らかとなり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の事件における捜査の詳細と同種事件における一般的捜査手法が明らかとなり、事件を企図する者の犯罪が巧妙化し、捜査活動に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する旨説明する。しかしながら、以下の部分については、事件が発生した際に通常行われていると想定される捜査事項の項目が記載されているに過ぎないこと、また、実施機関が捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した理由の説明が一般的で具体的な内容に乏しいことから、合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるとは認められないので、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

【全部開示】

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「捜査事項」〔文書6〕、「今後の捜査」〔文書7〕、「今後の捜査方針」〔文書11〕、捜査の項目〔文書22〕

【部分開示】

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「捜査方針」〔文書3〕、「捜査事項」〔文書4、文書5〕、「今後の捜査方針」〔文書15〕

③ 条例第7条第2号（個人情報）及び第4号該当性（公共の安全等情報）について

ア 実施機関の判断が妥当であると審査会が判断した部分

実施機関が、前記①のとおり個人識別性があるなど条例第7条第2号に該当し、かつ、前記②のとおり今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるなど同条第4号に該当するとして非開示とした以下の部分（前記①及び前記②で判断した部分を除く。）についての判断は妥当である。

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「被疑者が浮上した経緯」（捜査対象者、聴取した情報）〔文書3〕、「取調べ状況」のうちアリバイの一部〔文書4〕、「警察への届出経過」〔文書10〕、「被害者からの聴取状況」〔文書10〕
- ・捜査資料〔文書5〕

イ 非開示部分の全部又は一部について審査会が開示すべきと判断した部分

実施機関が、上記アと同旨の理由により非開示情報に該当すると判断した以下の部分（前記①及び前記②で判断した部分を除く。）については、非開示情報該当性が認められず、また、条例第7条第4号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められないことから、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

【全部開示】

- ・「被疑者」欄の被疑者に関する情報（被疑者の特徴等）〔文書 10～文書 12〕
- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「任意同行時間」の時刻〔文書 4～文書 6〕、「取調べ時間」〔文書 4〕、「逮捕時間」〔文書 6〕・「逮捕日時」、「逮捕状況」〔文書 7〕のうち時刻、「起訴検察庁」の検察官の職・氏名〔文書 9〕、伺いの経緯〔文書 12〕、「今後の捜査方針」（被疑者の供述内容及び捜査方針）〔文書 13、文書 14〕、「今後の捜査方針」（刑事手続）〔文書 17〕
- ・被疑者に関する情報、凶器、遺留物、足跡〔文書 11〕

【部分開示】

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「容疑性」のうち被害者の証言、被疑者のアリバイ・行動、捜査の結果の部分〔文書 3〕、「逮捕時の状況等」（逮捕時の実施機関及び被疑者の状況）〔文書 6、文書 7〕、「捜査結果」〔文書 3〕・「搜索結果」（捜査活動の内容及びその結果）〔文書 4〕、被害者の捜査協力内容及び証言〔文書 4〕、聴取した事件の状況〔文書 10〕、捜査結果〔文書 10〕、捜査状況〔文書 10〕、「現在までの捜査状況」のうち項目・内容部分〔文書 11〕、被疑者・被害者の本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢の項目・内容部分〔文書 12〕、被疑者の行動〔文書 12〕、捜査の状況〔文書 12〕、今後の捜査方針〔文書 12〕、「足跡の鑑定結果」（鑑定の結果）〔文書 15〕、犯行時の通話状況〔文書 15〕、引当たり捜査の結果〔文書 15〕、犯行手口〔文書 15〕
- ・被疑事実の要旨〔文書 6、文書 7〕、被疑者及び被害者に関する情報〔文書 10〕、事件名、被害者・家族・被疑者に関する情報、凶器、遺留品、足跡、被疑者の事前動向、犯行手段、犯行時の言動〔文書 11〕、被疑事実の要旨〔文書 12〕、事件着身体制〔文書 12〕

④ 条例第 39 条（適用除外）該当性

次の書類については、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。このため、実施機関が、条例第 39 条の規定により適用除外であるとし、非開示とした判断は妥当である。

- ・「伺い及び指揮事項等」（捜査状況）欄のうち、「弁解録取書の写し」〔文書 7〕、「起訴状の写し」〔文書 8、文書 9〕、別添「起訴状」〔文書 13、文書 14、文書 17〕、別添「再審請求書」〔文書 17〕

（2）指名簿（文書 23）について

① 条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性について

実施機関が、個人識別性があるなど前記（1）①アと同旨の理由により非開示情報に該当すると判断した以下の部分については、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

【部分開示】

- ・「事件名等」（事件の発生日、認知年月日、事件名、被害者）

② 条例第7条第2号（個人情報）及び第4号該当性（公共の安全等情報）について

実施機関が、前記（1）③アと同旨の理由により非開示情報に該当すると判断した以下の部分については、非開示情報該当性が認められず、また、条例第7条第4号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められないことから、非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

【部分開示】

- ・「処理及び引継ぎ」欄のうち、番号31以外に係る部分（警部の名字、処理内容）

また、実施機関が、前記（1）②アと同旨の理由により非開示情報に該当するとして以下の部分については、実施機関が主張する今後の捜査活動への支障は条例第7条第2号ただし書きウに規定する公務員個人の権利利益の不当な侵害の結果として生じると解されるところ、当該公務員は規則職員に該当せず、公にすることにより権利利益が不当に害されるとは認められない。したがって、同条第4号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものであるとは認められないことから、開示すべきである。

【全部開示】

- ・「課（係）」欄及び「氏名」欄
- ・「課長 中隊長 課長代理」欄の印影
- ・「捜査主任官印」欄の印影

なお、以下の部分については、警察庁が作成しホームページで公表している事件報告書又は最高裁判所がホームページで公開している判決書等と同様の情報であり、条例第7条第2号ただし書きアに該当すると認められるため、開示すべきである。

【全部開示】

- ・「処理及び引継ぎ」欄のうち、番号31に係る部分（事件の処理月日、処理内容）

別 記

文書番号	文書件名	備考
1	本部長指揮事件指揮簿	} 調査審議の対象外
2	本部長指揮事件指揮簿	
3	本部長指揮事件指揮簿	
4	本部長指揮事件指揮簿	
5	本部長指揮事件指揮簿	
6	本部長指揮事件指揮簿	
7	本部長指揮事件指揮簿	
8	本部長指揮事件指揮簿	
9	本部長指揮事件指揮簿	
10	捜査結果	
11	本部長指揮事件指揮簿	
12	本部長指揮事件指揮簿	
13	本部長指揮事件指揮簿	
14	本部長指揮事件指揮簿	
15	本部長指揮事件指揮簿	
16	本部長指揮事件指揮簿	
17	本部長指揮事件指揮簿	
18	署長等指揮事件指揮簿	} 調査審議の対象外
19	署長等指揮事件指揮簿	
20	署長等指揮事件指揮簿	
21	署長等指揮事件指揮簿	
22	署長等指揮事件指揮簿	
23	捜査主任官指名簿	

(参 考)

○富山県情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) (略)

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（適用除外）

第39条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

2 次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) 施行日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書